

高砂市優良工事業者公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、建設業者の技術及び施工意欲の向上を図り、並びに公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、工事成績が優良な工事受注者（以下「優良工事業者」という。）を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公表の対象となる工事は、市が発注した工事のうち、市内に本店を有する工事受注者が施工し、かつ、公表年度の前年度に完了した工事で、建築工事にあつては契約金額が1件1,000万円以上、土木・その他の工事にあつては契約金額が1件300万円以上のものとする。

(公表)

第3条 公表は、前条に規定する工事で次の各号のいずれかに該当するものを行った工事受注者について行う。

- (1) 高砂市工事成績評定要領（昭和55年高砂市訓令第19号）に基づく工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が85点以上のもの
- (2) 同一工種の工事実績が複数件ある場合において、そのうち2件以上の評定点合計が80点以上であるもの

(欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、優良工事業者の公表を行わない。

- (1) 公表年度の前年度から公表日の前日までに、高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けた者
- (2) 公表年度の前年度から公表日の前日までに、工種を問わず、施工した工事の評定点合計が70点未満のものがあつた者
- (3) 公表年度の前年度から公表日の前日までに、公表の対象としてふさわしくない行為等があつたと市長が認めた者

(公表の方法)

第5条 公表は、市のホームページに掲載して行うものとする。

- 2 公表する内容は、工事受注者名、工事名、請負代金額及び評定点合計とする。
- 3 公表の期間は、公表した日から1年間とする。

(公表の取消し)

第6条 既に優良工事業者として公表されている者が第4条各号のいずれかに該当したときは、直ちに公表を取り消すものとする。

(庶務)

第7条 この要領による公表に関する庶務は、工事検査室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規程は、この要領の施行の日以後に行う高砂市工事検査規程（昭和55年高砂市訓令第17号）第4条第5項に規定する完成検査について適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。